

為政者に自由にモノが言える時代が始まってようやく七十七年。明治から終戦までの七十七年を超えるタイムスパンに、その自由を失うのはあまりにすごい。

時の政権が自身を守るための典型的な法制度が緊急事態、秘密保護、名誉毀損の三つの法制度だ。日本であれば、明治に入ると治安維持法につながる集会条例、軍機保護法、讒言律が制定され、戦時体制の中で一層の強化が図られていった。戦後、戦争放棄の大原則のもと、軍事秘密保護の必要はなくなり、公務員法の守秘義務規定がその役割を果たしてきた。包括的な緊急事態法制もなくなり、災害対策基本法等の人災や自然災害に応じた個別法によって対応している。名誉毀損については特別法を撤廃することも、形式的には犯罪を構成するものの罪には問わないという、免責要件を刑法に定め、公人に対する批判の自由を保障する体系に百八十度転換した。

二〇〇〇年代に入ると有事法制が整備され、戦争を想定した緊急事態のための強力な私権制限や権力集中の仕組みがつくられた。武力攻撃事態対処法や国民保護法である。さらに約十年後、よりバージョンアップした安保法制に強化された。同時期には戦後初の包括的な保護法制である特定秘密保護法も制定された。これらの法には取材や報道の自由を直接制限できる条文が規定され、政府の意に沿わない言論活動は制約を受けられる可能性を否定できない。

名誉毀損法制についても、人権擁護法案など何度か政治家への執拗な取材や誹謗中傷報道を制限するための法整備が企図されたが、結果的に市民社会の反対を前に成立に至らず

# そこに「ためらい」はあるのか



専修大学教授 **山田 健太**

にきた。ただ、最高裁の指示のもと、民事裁判における名誉毀損の損害賠償額の引き上げが実行され、とりわけ政治家は高額に設定されている。また、前述の免責要件の一つである真实性の証明を厳しく求めることで、政治家等の権力犯罪の追及が困難になっているともいわれる。

しかし、大きな流れとしては戦後一貫して、批判の自由を認める法規定を新設し、裁判所もさまざまな解釈の工夫の中で、「公人＝為政者」への自由な言論を認める方向で努力を重ねてきている。これこそが民主主義社会における言論の自由の拡大の歴史の象徴例でもあるわけだ。

そうした中で、戦後初めて名誉毀損法制の強化が行われようとしている。「侮辱罪」の厳罰化である。ネット上の誹謗中傷表現をなくすための威嚇効果を狙うものと説明されている。その実効的な効果への疑問以上に、国際的な批判の自由拡大の潮流に反し、新たな法規定を設定すること自体の「ためらい」を、政治家もメディアも含め社会全体が持っていないことこそ、日本社会の危うさと弱さを感じざるを得ない。

それは現行犯逮捕はしないよう警察が約束するか、将来的に免責要件の追加も検討するといった表層上の問題ではない。コロナ禍の初期段階においても、緊急事態宣言の発出に伴い、私権制限の大合唱に社会全体が包まれた危うさと同じ全体主義的な空気感と社会の弱さである。

被害の防止は分かりやすいし、反対もしづらい。ただし、「傷つけられない」を権利化することで、健全な民主主義社会を維持するための基本原則が壊れてしまつては、その代償はあまりに大きい。

2022.5.29

「そうそう！ 私もそう思う！」

「いや、それは違うのでは？」

日々の発言欄に載る投稿を読んで、感動・共感して思いを語りたくなったり、逆に異論や反論を伝えたくなくなったりすることはありませんか。そんな時にはぜひ、ご自身のご意見を新たな投稿として読者部へお送りください。ある投稿をきっかけに思い出した昔の体験談や、鮮やかな思い出を綴ってきた記憶を

新聞記者なんだから「聞優れている」と思っている、と思っていまもそんなことはない、という思い知らされることがあり編集局の一部の記者に向けた研修での一幕です。二人って、一人が「今悩んでいる話し、もう一人がその悩しながら聞く」というト



「働くシニアの生き生き相談室」の皆さん。(右から時計回りに) さん、本田恭助さん、渡邊泰治さん、元宏さん、小林悦子さん、西川由

# 金が天下を回らぬわけ

週のはじめに考える

いるよう  
家計の全  
コロナ禍  
果、収入  
加速して  
いった